

令和8年第1回四万十町議会定例会

# 四万十町議会議案書



令和8年3月4日開会

四 万 十 町

## 目次

| 議案番号     | 付議事件名                                      | ページ |
|----------|--|-----|
| 議案第 3 号  | 宗海橋橋梁修繕工事請負契約の締結について                       | 1   |
| 議案第 4 号  | 町道路線の廃止について                                | 2   |
| 議案第 5 号  | 令和 7 年度四万十町一般会計補正予算（第 8 号）                 | 別冊  |
| 議案第 6 号  | 令和 7 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）         | 別冊  |
| 議案第 7 号  | 令和 7 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第 3 号）      | 別冊  |
| 議案第 8 号  | 令和 7 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第 3 号）      | 別冊  |
| 議案第 9 号  | 令和 7 年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第 3 号）         | 別冊  |
| 議案第 10 号 | 令和 7 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）        | 別冊  |
| 議案第 11 号 | 令和 7 年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）           | 別冊  |
| 議案第 12 号 | 令和 7 年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第 3 号）     | 別冊  |
| 議案第 13 号 | 令和 7 年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第 4 号）    | 別冊  |
| 議案第 14 号 | 令和 7 年度四万十町水道事業会計補正予算（第 3 号）               | 別冊  |
| 議案第 15 号 | 令和 7 年度四万十町下水道事業会計補正予算（第 3 号）              | 別冊  |
| 議案第 16 号 | 四万十町過疎地域持続的発展計画の策定について                     | 3   |
| 議案第 17 号 | 第 2 次四万十町住生活基本計画の策定について                    | 4   |
| 議案第 18 号 | 四万十町人権尊重のまちづくり条例について                       | 5   |
| 議案第 19 号 | 四万十町手話言語条例について                             | 8   |
| 議案第 20 号 | 四万十町行政組織条例の一部を改正する条例について                   | 10  |
| 議案第 21 号 | 四万十町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について          | 11  |
| 議案第 22 号 | 四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス条例の一部を改正する条例について | 13  |
| 議案第 23 号 | 四万十町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について             | 15  |
| 議案第 24 号 | 四万十町火入れに関する条例の一部を改正する条例について                | 16  |
| 議案第 25 号 | 四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例について                  | 17  |
| 議案第 26 号 | 四万十町社会体育施設条例の一部を改正する条例について                 | 18  |
| 議案第 27 号 | 四万十町短期滞在型宿泊施設条例の一部を改正する条例について              | 21  |

## 目次

| 議案番号   | 付議事件名                                | ページ |
|--------|--------------------------------------|-----|
| 議案第28号 | 四万十町興津地区多目的集会所に係る指定管理者の指定について        | 22  |
| 議案第29号 | 四万十町大正北ノ川多目的集会所に係る指定管理者の指定について       | 23  |
| 議案第30号 | 四万十町江師生活改善センターに係る指定管理者の指定について        | 24  |
| 議案第31号 | 四万十町瀬里集会所に係る指定管理者の指定について             | 25  |
| 議案第32号 | 四万十町小野農業構造改善センターに係る指定管理者の指定について      | 26  |
| 議案第33号 | 四万十町十和東部地区交流センターに係る指定管理者の指定について      | 27  |
| 議案第34号 | 四万十町河内集会所に係る指定管理者の指定について             | 28  |
| 議案第35号 | 四万十町井崎集会所に係る指定管理者の指定について             | 29  |
| 議案第36号 | 四万十町十和川口集会所に係る指定管理者の指定について           | 30  |
| 議案第37号 | 四万十町里川入会林総合利用センターに係る指定管理者の指定について     | 31  |
| 議案第38号 | 四万十町昭和高齢者創作館に係る指定管理者の指定について          | 32  |
| 議案第39号 | 四万十町大正老人福祉センターに係る指定管理者の指定について        | 33  |
| 議案第40号 | 四万十町十和高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定について     | 34  |
| 議案第41号 | 四万十町十和認知症高齢者グループホームに係る指定管理者の指定について   | 35  |
| 議案第42号 | 四万十町大正生活支援住宅青空に係る指定管理者の指定について        | 36  |
| 議案第43号 | 四万十町デイサービスセンター百年荘に係る指定管理者の指定について     | 37  |
| 議案第44号 | 四万十町デイサービスセンター緑林荘に係る指定管理者の指定について     | 38  |
| 議案第45号 | 四万十町デイサービスセンターさくら貝に係る指定管理者の指定について    | 39  |
| 議案第46号 | 四万十町昭和基幹集落センターに係る指定管理者の指定について        | 40  |
| 議案第47号 | 四万十町興津青少年旅行村に係る指定管理者の指定について          | 41  |
| 議案第48号 | 四万十町興津農水産物加工直販センターに係る指定管理者の指定について    | 42  |
| 議案第49号 | 地吉農産物処理加工施設に係る指定管理者の指定について           | 43  |
| 議案第50号 | 四万十町三島キャンプ場に係る指定管理者の指定について           | 44  |
| 議案第51号 | 四万十町ライダーズイン四万十に係る指定管理者の指定について        | 45  |
| 議案第52号 | 四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」に係る指定管理者の指定について | 46  |

## 目次

| 議案番号   | 付議事件名                          | ページ |
|--------|--------------------------------|-----|
| 議案第53号 | 四万十町四万十緑林公園に係る指定管理者の指定について     | 47  |
| 議案第54号 | 窪川四万十会館に係る指定管理者の指定について         | 48  |
| 議案第55号 | 四万十町窪川B&G海洋センターに係る指定管理者の指定について | 49  |
| 議案第56号 | 令和8年度四万十町一般会計予算                | 別冊  |
| 議案第57号 | 令和8年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算        | 別冊  |
| 議案第58号 | 令和8年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算     | 別冊  |
| 議案第59号 | 令和8年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算     | 別冊  |
| 議案第60号 | 令和8年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算        | 別冊  |
| 議案第61号 | 令和8年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算       | 別冊  |
| 議案第62号 | 令和8年度四万十町介護保険事業特別会計予算          | 別冊  |
| 議案第63号 | 令和8年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計予算    | 別冊  |
| 議案第64号 | 令和8年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計予算   | 別冊  |
| 議案第65号 | 令和8年度四万十町水道事業会計予算              | 別冊  |
| 議案第66号 | 令和8年度四万十町下水道事業会計予算             | 別冊  |

## 議案第3号

### 宗海橋橋梁修繕工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年四万十町条例第47号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

#### 記

- 1 工 事 名 令和7年度 道メ補 第2-2-1号  
宗海橋橋梁修繕工事
- 2 工 事 場 所 四万十町 下津井 地内
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札による契約
- 4 契 約 金 額 98,945,000円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額  
(8,995,000円)
- 5 契 約 の 相 手 方 四万十町大正230番地8  
株式会社 田邊建設  
代表取締役 田邊 一也

## 議案第4号

### 町道路線の廃止について

下記のとおり町道路線の一部を廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

### 記

| 整理番号  | 路線名     | 起 点              | 備考 |
|-------|---------|------------------|----|
|       |         | 終 点              |    |
| 30212 | 大井川西土佐線 | 広瀬字一中ビラクチ554番1地先 |    |
|       |         | 広瀬字セエツクチ534番5地先  |    |

議案第16号

四万十町過疎地域持続的発展計画の策定について

四万十町過疎地域持続的発展計画（令和8年度～令和12年度）を別冊のとおり策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

議案第 17 号

第 2 次四万十町住生活基本計画の策定について

第 2 次四万十町住生活基本計画を別冊のとおり策定することについて、四万十町議会基本条例（平成 22 年四万十町条例第 26 号）第 11 条の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 4 日提出

四万十町長 中尾 博憲

## 議案第18号

### 四万十町人権尊重のまちづくり条例について

四万十町人権尊重のまちづくり条例を次のように定める。

令和8年3月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

### 四万十町条例第 号

#### 四万十町人権尊重のまちづくり条例

日本最後の清流といわれる四万十川が流れ、山・川・海の自然が美しいまち四万十町は、日本の原風景に例えられ、豊かな自然に育まれた多彩な文化や歴史のなかで、季節感があり大らかでぬくもりのある暮らしは、相手を思いやり、人と人とのつながりを大切にする温かで豊かな心を育んできました。

思いやりや人と人とのつながりを大切にする心は、自然の恵みを受けて暮らす私たちの文化であり、お接待というおもてなしに代表される独特の風土を醸成しています。私たち一人ひとりがこの思いを大切にし、次世代に守り伝えることが求められています。

私たち、全ての人間は、生まれながらにして自由、平等であり、個人として尊ばれ、人として生きる権利を持っています。日本国憲法や世界人権宣言において基本的人権の尊重を大きな柱として掲げ、ジェンダー平等の実現や子どものいじめ、高齢者の虐待、障がい者への偏見等、あらゆる立場の人の不平等や人権侵害をなくし、差別のない社会の実現を目指しています。

この条例は、人と人とのつながりや思いやりを大切にし、全ての人の人権が尊重され、だれも傷つかない、だれも傷つけない、そしてだれもが能力や個性を発揮して生き生きと暮らすことができるまちを目指し、制定するものです。

#### (目的)

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりを推進するための基本理念を定め、町の責務並びに町民及び団体の役割を明らかにするとともに、あらゆる人権に関する問題への取組を推進するために必要な事項を定めて施策の推進を図り、全ての人の人権が尊重され生き生きと暮らすことができる社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 町民 町内に居住し、勤務し、在学し、又は滞在する者をいいます。

(2) 団体 町内において、営利活動又は非営利活動を行う法人その他の団体をいいます。

(基本理念)

第3条 人権尊重のまちづくりは、全ての人が基本的人権を生まれながらにして持ち、かけがえのない個人として尊重され、自分らしく生きる権利を有していることを基本として行います。

(町の責務)

第4条 町は、町民及び団体の人権尊重の意識を高めるとともに、人権尊重のまちづくりに必要な施策（以下「人権施策」といいます。）を積極的に推進します。

(町民の役割)

第5条 町民は、互いに尊重し、互いの権利を守り、人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識して、学校、家庭、職場、地域その他あらゆる生活の場において人権を尊重するとともに、町が実施する人権施策に協力するよう努めます。

(団体の役割)

第6条 団体は、当該団体の構成員に対し、人権尊重の意識の啓発を図るとともに、町が実施する人権施策に協力するよう努めます。

(基本計画)

第7条 町は、人権尊重のまちづくりを効果的に推進するため、関係機関との連携を図るとともに、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」といいます。）を策定します。

2 町長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ第11条第1項に規定する四万十町人権尊重のまちづくり審議会の意見を聴かなければなりません。

3 前項の規定は、基本計画の変更について準用します。

(推進体制の充実)

第8条 町は、基本計画に基づく施策を推進するとともに、町民及び団体との協働により、人権尊重のまちづくりを積極的に推進する体制を整備します。

(教育及び啓発の充実)

第9条 町は、町民及び団体に人権が身近なものとなるよう、関係機関と連携し、人権教育及び人権啓発を行います。

(相談及び支援体制の充実)

第10条 町は、あらゆる人権問題を気軽に相談でき、必要な支援が行えるよう、関係機関と連携し、相談及び支援体制を整備します。

(審議会)

第11条 人権尊重のまちづくりの推進に関し必要な事項を審議するため、四万十町

人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」といいます。）を設置します。

- 2 審議会は、人権尊重のまちづくりに関する事項について、町長に意見を述べる  
ことができます。
- 3 審議会は、委員15人以内で組織します。
- 4 委員は、次に掲げる者又は団体の構成員のうちから、町長が委嘱し、又は任命  
します。
  - (1) 人権擁護委員
  - (2) 民生委員・児童委員
  - (3) 区長連絡会
  - (4) 小学校、中学校及び高等学校の教職員
  - (5) 障がい者福祉団体、高齢者福祉団体、児童福祉団体その他の福祉団体
  - (6) 公募による者
- 5 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期  
間とします。
- 6 委員は、再任されることができます。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則  
で定めます。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

## 議案第19号

### 四万十町手話言語条例について

四万十町手話言語条例を次のように定める。

令和8年3月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

### 四万十町条例第 号

#### 四万十町手話言語条例

手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。

しかしながら、手話が言語であるとの認識は十分とは言えず、言語としての手話を使用する環境が整えられてこなかったことから、ろう者は、必要な情報を得ることもコミュニケーションを取ることも難しく、日常生活や社会生活を営むうえで、さまざまな不便や不安を余儀なくされてきた。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が音声言語と同様に言語であることが明記された。

手話によるコミュニケーションが保障される社会の構築は、ろう者の意思疎通を円滑にし、町民の相互理解に欠かせないものである。

四万十町では、手話が言語であるとの認識の下、手話に対する理解の促進と手話の普及に努め、ろう者を含む全ての町民が安心して生活できる地域社会の実現を目指して、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、町の施策の基本的事項を定めることにより、総合的かつ計画的に施策の推進を図り、もって町民がお互いを尊重し合い安心して生活できる地域社会を実現することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

(2) 町民 町内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

(3) 事業者 町内において事業活動を行う全ての者をいう。

(基本理念)

第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるという認識の下、一人一人が相互に人格と個性を尊重し合い、全ての町民が安心して生活できる地域社会を実現することを基本として行わなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話に対する理解を促進するとともに、手話の普及及び手話の使用しやすい環境を整備するための施策を推進するものとする。

(町民の役割)

第5条 町民は、基本理念及び手話に対する理解を深め、町が推進する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念及び手話に対する理解を深め、町が推進する施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 町は、次に掲げる施策を推進するものとする。

(1) 手話に対する理解及び手話の普及を図るための施策

(2) 手話による意思の疎通及び情報の取得をしやすい環境づくりのための施策

(3) 手話通訳者の派遣等によるろう者の社会参加の機会の拡大を図るための施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 町は、前項の施策を推進するときは、ろう者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(財政措置)

第8条 町は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第20号

四万十町行政組織条例の一部を改正する条例について

四万十町行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

## 四万十町条例第 号

四万十町行政組織条例の一部を改正する条例

四万十町行政組織条例（平成18年四万十町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「条例、規則並びに」を「町の」に、「及び財務」を「その他財務」に、「国民保護」を「及び国民保護」に、「防犯」を「及び防犯」に、「

（6） 地域振興に関する事項

（7） 四万十川対策に関する事項

税務課

（1） 町税及び県民税に関する事項

」を「

（6） 地域振興に関する事項

税務課

（1） 町税、県民税及び森林環境税に関する事項

」に、「

（4） 移住促進に関する事項

」を「

（4） 移住定住促進に関する事項

（5） ふるさと納税に関する事項

」に改め、「及び簡易水道」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 2 1 号

四万十町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 4 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

四万十町一般職の職員の旅費に関する条例（平成18年四万十町条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条第9項中「路程等に応じ定額」を「実費額」に改める。

第20条各号列記以外の部分中「定める」を「掲げる方法で算出した」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 運送業者等により家財の運送を行う場合には、複数業者の見積りにより、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額とする方法
- (2) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

第31条第1項中「旅行先の区分に応じ」を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第6条、第16条、第18条、第19条、第21条、第24条関係）

内国旅行の旅費

車賃、日当及び宿泊料

|                |    |         |
|----------------|----|---------|
| 車賃（1キロメートルにつき） |    | 25円     |
| 日当（1日につき）      | 県外 | 2,000円  |
| 宿泊料（1夜につき）     | 県外 | 12,000円 |
|                | 県内 | 8,000円  |

|  |    |        |
|--|----|--------|
|  | 管内 | 4,500円 |
|--|----|--------|

備考

日当については、この表の規定にかかわらず、勤務公署より片道100キロメートル未満については1,000円とし、同40キロメートル未満については支給しないものとする。

別表第2（第31条、第32条、第34条関係）

外国旅行の旅費

1 日当、宿泊料及び食卓料

| 日当（1日につき） | 宿泊料（1夜につき）   | 食卓料（1夜につき） |
|-----------|--|------------|
| 5,400円    | 国家公務員等の旅費支給規定（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の2に区分される該当地名の最も低い額 | 5,800円     |

2 支度料及び死亡手当

| 支度料       |               |           | 死亡手当     |
|-----------|---------------|-----------|----------|
| 旅行期間1か月未満 | 旅行期間1月以上3か月未満 | 旅行期間3か月以上 |          |
| 66,030円   | 80,180円       | 94,330円   | 490,000円 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 22 号

四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス条例の一部を改正する条例について

四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 4 日提出

四万十町長 中尾 博憲

## 四万十町条例第 号

四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス条例の一部を改正する条例

四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス条例（平成18年四万十町条例第72号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び生活支援ハウス」を削る。

第 1 条中「及び生活支援ハウス」を削る。

第 2 条の表を次のように改める。

| 名称                          | 位置            |
|-----------------------------|---------------|
| 四万十町十和高齢者生活福祉センター<br>こいのぼり荘 | 四万十町昭和470番地 6 |

第 4 条第 1 項第 2 号中「午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分」を「午前 9 時から午後 4 時 10 分」に改め、同条第 2 項中「及び給食サービス事業」を削る。

第 6 条第 1 号ク中「第 8 条第 7 項の通所介護」を「第 8 条第 17 項の地域密着型通所介護」に改め、同条第 2 号を削り、同条第 3 号中オを削り、同号を同条第 2 号とし、同条第 4 号中「前 3 号のほか、」を「その他」に改め、同号を同条第 3 号とする。

第 7 条第 1 号中「身体が虚弱等のために」を「介護保険法第 7 条第 3 項及び第 4 項に規定する要介護及び要支援者、法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する事業の対象者（以下「要介護者等」という。）及び独居等により」に改め、同条第 3 号中「（通所介護利用者及び短期入所生活介護利用者を含む。）」を削る。

第 8 条第 1 項中「通所介護利用者及び短期入所生活介護利用者」を「デイサービス利用者」に改め、同条第 2 項中「当たっては」を「当たり」に改め、「四万十町高齢者等地域ケア会議及び」及び「及び生活支援ハウス」を削る。

第11条第2項中「利用料金」を「居住部門事業の利用料金」に改める。

第12条第4号中「介護保険の要介護認定を受け、」を削り、「高齢者」を「要介護者等」に改め、同条第5号中「認め指示した事業を実施するとき。」を「認める者」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

（1）長期の居住利用の場合 収入の区分に応じ次表に定める額

| 対象収入による階層区分 |                       | 利用料金（月額） |
|-------------|-----------------------|----------|
| A           | 1,200,000円以下          | 0円       |
| B           | 1,200,001円～1,300,000円 | 4,000円   |
| C           | 1,300,001円～1,400,000円 | 7,000円   |
| D           | 1,400,001円～1,500,000円 | 10,000円  |
| E           | 1,500,001円～1,600,000円 | 13,000円  |
| F           | 1,600,001円～1,700,000円 | 16,000円  |
| G           | 1,700,001円～1,800,000円 | 19,000円  |
| H           | 1,800,001円～1,900,000円 | 22,000円  |
| I           | 1,900,001円～2,000,000円 | 25,000円  |
| J           | 2,000,001円～2,100,000円 | 30,000円  |
| K           | 2,100,001円～2,200,000円 | 35,000円  |
| L           | 2,200,001円～2,300,000円 | 40,000円  |
| M           | 2,300,001円～2,400,000円 | 45,000円  |
| N           | 2,400,001円以上          | 50,000円  |

備考

- 1 対象収入とは、利用者の前年中の総収入をいう。
- 2 居住施設の利用に伴う光熱水費等の実費については、利用者が負担するものとする。

（2）短期の居住利用の場合 日額1,000円

備考 短期居住とは、介護者等の都合により、入所判定委員会を経ることなく原則3か月以内を限度として一時的に要介護者等が施設において居住することをいう。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第23号

四万十町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について

四万十町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

四万十町デイサービスセンター条例（平成18年四万十町条例第74号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「第224条の2第8項」を「第244条の2第8項」に改める。

第5条各号を次のように改める。

- (1) 法の規定による要介護又は要支援認定を受けた者
- (2) 法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

| 利用者の区分            | 金額   |
|-------------------|--|
| 第5条第1号又は第2号に規定する者 | 法第41条第4項第1号又は介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の2第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額以下の範囲内で、町が定める基準により算定した費用の額（その額が、現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）の各被保険者の負担割合に応じた額に食材費等、利用者に負担させることが適当と認められる費用を加えた額 |
| 第5条第3号に規定する者      | 施設の利用料金及び原材料費等の実費  |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第24号

四万十町火入れに関する条例の一部を改正する条例について

四万十町火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町火入れに関する条例の一部を改正する条例

四万十町火入れに関する条例（平成18年四万十町条例第115号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表された場合又は林野火災注意報、林野火災警報若しくは」に、同条第2項中「とき、又は強風注意報、異常乾燥注意報、火災警報等が発令されたとき」を「場合又は前項に規定される事項に該当する場合」に改める。

第15条、第16条の見出し及び同条第1項中「消防長（消防署長）」を「消防署長」に改める。

様式第1号中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 25 号

四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例について

四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 4 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例

四万十町教職員住宅条例（平成18年四万十町条例第164号）の一部を次のように改正する。

別表大奈路小教員住宅 2 の項、十川教員住宅 1 の項、十川教員住宅 2 の項、昭和教員住宅 6 - 1 の項及び昭和教員住宅 6 - 2 の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第26号

四万十町社会体育施設条例の一部を改正する条例について

四万十町社会体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町社会体育施設条例の一部を改正する条例

四万十町社会体育施設条例（平成18年四万十町条例第183号）の一部を次のように改正する。

第1条中「体育の普及振興等を図り、もって町民の心身の健全な発達に寄与する」を「スポーツの振興を図り、もって町民の健康で文化的な生活の向上に資する」に改める。

第2条の表中「

|           |              |
|-----------|--------------|
| 四万十町窪川運動場 | 四万十町金上野949番地 |
|-----------|--------------|

」を「

|           |              |
|-----------|--------------|
| 四万十町窪川運動場 | 四万十町金上野949番地 |
|-----------|--------------|

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| 四万十町窪川勤労者体育センター | 四万十町香月が丘1480番地 |
|-----------------|----------------|

」に改める。

第3条第2項を削り、同条第3項中「前2項の規定により施設の使用を許可する場合に」を「前項の許可に際し」に改め、同項を同条第2項とする。

第8条の表を次のように改める。

| 施設の名称           | 使用時間            |
|-----------------|-----------------|
| 四万十町窪川運動場       | 日の出から午後9時30分まで  |
| 四万十町窪川勤労者体育センター | 午前8時から午後9時30分まで |
| 四万十町志和体育館       | 午前8時から午後9時30分まで |
| 四万十町丸山体育館       | 午前8時から午後9時30分まで |
| 四万十町大正テニスコート    | 日の出から午後10時まで    |
| 四万十町古城体育館       | 午前8時から午後10時まで   |
| 四万十町十和体育館       | 午前8時から午後10時まで   |
| 四万十町大道体育館       | 午前8時から午後10時まで   |

第9条中「金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額」を「消費税の額及び当該消費税の額」に、「金額を加えた金額」を「地方消費税の額を加えた額」に、「この金額」を「この額」に、「金額）」を「額）」に改める。

第13条中「者」を「場合」に改める。

第17条中「施設の運営を効果的に達成するため」を「町長は、施設の管理上必要と認めるときは」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

1 屋外施設

| 区分                               |    | 1時間当たりの金額 |        |          |      |
|----------------------------------|----|-----------|--------|----------|------|
|                                  |    | 一般        |        | 高校生以下の団体 |      |
|                                  |    | 町内        | 町外     | 町内       | 町外   |
| 四万十町窪川運動場<br>野球場                 | 昼間 | 510円      | 800円   | 400円     | 700円 |
|                                  | 夜間 | 2,000円    | 3,000円 |          |      |
| 四万十町窪川運動場<br>多目的広場               | 昼間 | 310円      | 510円   | 200円     | 400円 |
|                                  | 夜間 | 2,000円    | 3,000円 |          |      |
| 四万十町窪川運動場<br>テニスコート（1コート<br>につき） | 昼間 | 310円      | 510円   | 200円     | 310円 |
|                                  | 夜間 | 510円      | 800円   |          |      |
| 四万十町大正テニスコ<br>ート（1コートにつき）        | 昼間 | 無料        |        |          |      |
|                                  | 夜間 | 290円      |        |          |      |

備考 1時間未満の端数は、切り上げて計算する。ただし、夜間（照明設備を使用する場合をいう。）の使用における1時間を超える部分については、30分ごとに表に掲げる金額の半額で計算する。

2 屋内施設

| 区分  | 金額                                |              |
|---|-----------------------------------|--------------|
|   | 一般                                | 四万十町社会教育登録団体 |
| 四万十町窪川勤労者体育<br>センター<br>四万十町志和体育館<br>四万十町丸山体育館<br>四万十町古城体育館<br>四万十町大道体育館 | 1時間につき510円                        | 1時間につき310円   |
| 四万十町十和体育館   | 4時間まで6000円。<br>以後1時間につき<br>1,000円 | 1時間につき1,000円 |

備考 1時間未満の端数は、切り上げて計算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(四万十町窪川勤労者体育センター条例の廃止)
- 2 四万十町窪川勤労者体育センター条例（平成18年四万十町条例第178号）は、廃止する。

議案第 27 号

四万十町短期滞在型宿泊施設条例の一部を改正する条例について

四万十町短期滞在型宿泊施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 4 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町短期滞在型宿泊施設条例の一部を改正する条例

四万十町短期滞在型宿泊施設条例（平成29年四万十町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の 1 条を加える。

（利用料金の減免）

第11条 町長は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第28号

四万十町興津地区多目的集会所に係る指定管理者の指定について

四万十町興津地区多目的集会所に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町興津 XXXXXXXXXX  
四万十町興津郷分地区  
区長 嶋岡 明雄
  
2. 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第29号

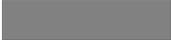
四万十町大正北ノ川多目的集会所に係る指定管理者の指定について

四万十町大正北ノ川多目的集会所に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町大正北ノ川   
四万十町大正北ノ川地区  
区長 沖 俊憲
2. 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第30号

四万十町江師生活改善センターに係る指定管理者の指定について

四万十町江師生活改善センターに係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町江師 XXXXXXXXXX  
四万十町江師地区  
区長 田辺 雄二
2. 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第31号

四万十町瀬里集会所に係る指定管理者の指定について

四万十町瀬里集会所に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町瀬里 XXXXXXXXXX  
四万十町瀬里地区  
区長 森本 吉彦
2. 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第32号

四万十町小野農業構造改善センターに係る指定管理者の指定について

四万十町小野農業構造改善センターに係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町小野   
四万十町小野地区  
区長 高瀬 満伸
2. 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第33号

四万十町十和東部地区交流センターに係る指定管理者の指定について

四万十町十和東部地区交流センターに係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町浦越   
四万十町浦越地区  
区長 小野川 隆彦
2. 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第34号

四万十町河内集会所に係る指定管理者の指定について

四万十町河内集会所に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町河内 XXXXXXXXXX  
四万十町河内地区  
区長 山碕 豊茂
2. 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第35号

四万十町井崎集会所に係る指定管理者の指定について

四万十町井崎集会所に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町井崎   
四万十町井崎地区  
区長 矢野 健一
2. 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第36号

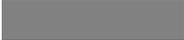
四万十町十和川口集会所に係る指定管理者の指定について

四万十町十和川口集会所に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町十和川口   
四万十町十和川口地区  
区長 林 忠義
2. 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第37号

四万十町里川入会林総合利用センターに係る指定管理者の指定について

四万十町里川入会林総合利用センターに係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町里川 XXXXXXXXXX  
四万十町里川地区  
区長 土居 稔
2. 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第38号

四万十町昭和高齢者創作館に係る指定管理者の指定について

四万十町昭和高齢者創作館に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町昭和   
四万十町昭和地区  
区長 岡本 順一
  
2. 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第39号

四万十町大正老人福祉センターに係る指定管理者の指定について

四万十町大正老人福祉センターに係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町茂串町11番30号  
社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会  
会長 牧野 利恵子
2. 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第40号

四万十町十和高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定について

四万十町十和高齢者生活福祉センターに係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町茂串町11番30号  
社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会  
会長 牧野 利恵子
2. 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## 議案第41号

四万十町十和認知症高齢者グループホームに係る指定管理者の指定について

四万十町十和認知症高齢者グループホームに係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

### 記

1. 指定管理者 四万十町茂串町11番30号  
社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会  
会長 牧野 利恵子
2. 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## 議案第42号

### 四万十町大正生活支援住宅青空に係る指定管理者の指定について

四万十町大正生活支援住宅青空に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

#### 記

1. 指定管理者 四万十町茂串町11番30号  
社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会  
会長 牧野 利恵子
2. 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第43号

四万十町デイサービスセンター百年荘に係る指定管理者の指定について

四万十町デイサービスセンター百年荘に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町茂串町11番30号  
社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会  
会長 牧野 利恵子
2. 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第44号

四万十町デイサービスセンター緑林荘に係る指定管理者の指定について

四万十町デイサービスセンター緑林荘に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町仁井田字倉木462番地  
社会福祉法人明成会  
理事長 岡村 理佐
2. 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第45号

四万十町デイサービスセンターさくら貝に係る指定管理者の指定について

四万十町デイサービスセンターさくら貝に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町仁井田字倉木462番地  
社会福祉法人明成会  
理事長 岡村 理佐
2. 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第46号

四万十町昭和基幹集落センターに係る指定管理者の指定について

四万十町昭和基幹集落センターに係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町茂串町1番14号  
四万十町商工会  
会長 武田 秀義
2. 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第47号

四万十町興津青少年旅行村に係る指定管理者の指定について

四万十町興津青少年旅行村に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町琴平町1番1号  
一般社団法人 四万十町観光協会  
会長 市川 敏英
2. 指定期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

## 議案第48号

### 四万十町興津農水産物加工直販センターに係る指定管理者の指定について

四万十町興津農水産物加工直販センターに係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

### 記

1. 指定管理者 四万十町琴平町1番1号  
一般社団法人 四万十町観光協会  
会長 市川 敏英
2. 指定期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第49号

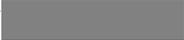
地吉農産物処理加工施設に係る指定管理者の指定について

地吉農産物処理加工施設に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町地吉   
五縁の会  
代表 久原 喜美子
2. 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第50号

四万十町三島キャンプ場に係る指定管理者の指定について

四万十町三島キャンプ場に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町昭和   
四万十川三島観光組合  
組合長 武石 恵幸
2. 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第51号

四万十町ライダースイン四万十に係る指定管理者の指定について

四万十町ライダースイン四万十に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町井崎   
保喜組  
代表者 谷脇 久文
2. 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第52号

四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」に係る指定管理者の指定について

四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町平串284番地1  
株式会社あぐり窪川  
代表取締役社長 森 武士
2. 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第53号

四万十町四万十緑林公園に係る指定管理者の指定について

四万十町四万十緑林公園に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町香月が丘8番102号  
公益財団法人四万十公社  
理事長 田邊 聖
2. 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## 議案第54号

### 窪川四万十会館に係る指定管理者の指定について

窪川四万十会館に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

#### 記

1. 指定管理者 四万十町香月が丘8番102号  
公益財団法人四万十公社  
理事長 田邊 聖
2. 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第55号

四万十町窪川B&G海洋センターに係る指定管理者の指定について

四万十町窪川B&G海洋センターに係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町本堂405番地4  
特定非営利活動法人くぼかわスポーツクラブ  
会長 川上 哲男
2. 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで